

障害福祉サービスを使ってきたみなさん

65歳を超えたあとも 介護保険を申請しない という選択肢もあります

介護保険を申請すると…

- 障害福祉サービスに相当する支援は介護保険が優先します
- 介護保険サービス利用には1割の利用者負担が発生します
- 使い慣れた障害福祉サービスが中断してしまう心配が生じます
- 維持期の疾患別医療リハビリは介護保険サービスに切りかわります

介護保険は申請することで制度サービスの利用がスタートします。この仕組みを「申請主義」※といいます。申請しなければ何もはじまりません。現在の障害福祉サービスの継続を希望する場合は「申請しない」という選択肢もあることを知ってください。

※ここでいう申請とは、要介護認定の申請のことです。介護保険は一定の年齢要件に該当すると自動的に被保険者としての資格を持ちますが、介護保険のサービスを利用するためには、市町村に対して要介護認定の申請を行わなければなりません。

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館

TEL 06-6354-8662 FAX 06-6357-0846

<http://www.osaka-syahokyo.com> E-mail osakasha@poppy.ocn.ne.jp

介護保険は**申請**しないと**利用**が始まりません

障害福祉サービスを受けている人が、65歳になったことを理由に介護保険によるサービス利用を求められ生活に困難をきたしてしまう、いわゆる「65歳問題」がいま各地に広がっています。一人ひとりの障害者にとっても、「これまでのサービスが継続できなくなるのではないか」「介護保険の利用料負担が支払えないのではないか」などの不安も広がっています。

本来介護保険は、国民一人ひとりが保険料を負担して支えている制度ですから、他のどの福祉制度よりも内容が充実していて当然のはずです。ところが実際は、現在の障害福祉制度にも及ばない貧しい支援内容となっているため、障害者の中に現在のくらしが維持できないのではないかと不安が広がっているのです。

そんな不安を抱えている障害者に、無理やり介護保険利用が押し付けられることがあってはなりません。介護保険を申請しないという選択肢も含め、どうすれば本人が望む暮らしを送ることができるのかを、障害者福祉関係者、介護保険関係者と行政が連携を取り、本人の意向を最大限に尊重して対応していくことが求められています。

◆介護保険を申請すると次のサービスについて介護保険が優先されます

優先サービス→介護保険のホームヘルプ、デイサービス、ショートステイに相当するサービス

※同行援護・就労継続支援などの障害固有の支援サービスは引き続き継続して利用できます

※重度訪問介護については居宅介護に該当する部分のみ介護保険に移行することもあります

※介護保険だけでは支給量が足りない場合などは障害福祉制度で上乗せできる場合もあります

その際介護保険サービスは支給決定量いっぱいまで利用するよう求められることがあります

◆非課税世帯も介護保険利用には1割の自己負担が発生します

例えば30分～1時間未満の身体介護1回394円など。この金額に市町村の立地や支援時間帯、支援内容ごとに加算金などが上乗せされます。

◆介護保険の申請後は65歳前のサービス利用の状態に戻すことはできなくなります

いちど介護保険を申請すると、サービス提供の要件を満たす限り将来にわたって介護保険からサービスが提供されます。そのサービス提供を断って障害福祉施策からサービスを受けることはできません。

◆介護保険サービスが必要となったときに介護保険を申請することができます

65歳以降であればいつでも、福祉用具貸与などの介護保険によるサービス提供が必要になったときに介護保険を申請することができます。障害状況や環境の変化に応じて自分にとって必要なサービスを柔軟に選択していくことが大切です。

Q 介護保険の申請をしたくありません。そのためにどのようなことをすればよいのでしょうか？
A 65歳の誕生日前に市町村から介護保険の申請関連書類が送付されてきます。そこに記載されている連絡先に「介護保険を申請しない」との意思を伝えましょう。

Q 申請をしない意思を伝えるために、どのような準備が必要ですか？

A なぜ申請したくないのかをきちんと説明できる材料をそろえましょう。①現在のサービスが継続できなくとくらしが成り立たないこと、②介護保険の利用料負担ができないことなど、自分らしいくらしをこれまで通り続けていくために介護保険には移れないあなたの事情を具体的に説明しましょう。

Q 介護保険に移らないことで不利益を受けることはありませんか？

A 介護保険を申請しない障害者に対して障害福祉サービスを支給しないことを決定した事件（岡山市・浅田訴訟）では岡山市が全面敗訴しました。国も一律に介護保険を優先的に利用するものではないと通達しており、障害者が介護保険を申請しないことで一方的に不利益を押し付けることは、行政の裁量を逸脱した不法な行為です。また行政の不法行為を未然に防ぐためにも、申請を拒否する際には障害福祉の相談支援事業所や介護保険のケアマネージャーなどの関係者も含め、とりわけ行政担当窓口としっかり話しあっていくことが大切です。くらしの事情への理解を広げることが不利益処分を未然に防止する力にもなります。

Q 市町村に介護保険の申請をしないことを告げた場合、その後どんな対応が行われるのでしょうか？

A 市町村から定期的に（通常は3カ月ごとに1回程度）介護保険を申請するよう働きかけがあります。その際、現在のサービスを引き続き利用したい場合には、「まだ介護保険は申請しない」との意思をしっかりと伝えましょう。

＜政府関係文書・判例に見る介護保険と障害福祉施策の関係＞※中略は…で表記

- （障害者）の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様で…あることから…、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。（通知「自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」）
- 原告・弁護士からは、利用者負担の在り方等に関して以下の指摘がされた。…介護保険優先（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性に配慮した選択制等の導入を図ること。（障害者総合支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国（厚生労働省）との基本合意文書）
- 障害者総合福祉法は、障害者等が等しく基本的な権利を享有する個人として、障害の種別と程度に関わりなく日常生活及び社会生活において障害者のニーズに基づく必要な支援を保障するものであり、介護保険法とはおのずと法の目的や性格を異にするものである。この違いを踏まえ、それぞれが別個の法体系として制度設計されるべきである。介護保険対象年齢となった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとする。（障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の骨格提言）
- 自立支援法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって…裁量処分とすることが相当…。介護保険給付を利用可能な障害者が、その申請をしない場合に…自立支援給付の不支給決定をすることについても…市町村の合理的裁量にゆだねられている。（岡山・浅田訴訟高裁確定判決 2018年12月13日）

上の諸文書はすべて、今日においても効力を及ぼすものです。介護保険と障害福祉施策の関係は、これらの視点をふまえて市町村において対応されるべきであり、一律に介護保険が優先されることがあってはなりません。

65歳となり介護保険の申請をすませた方の課題

すでに介護保険の申請を行った人に対しては、介護保険だけでは不足してしまうサービス量・内容を、市町村が障害者施策から上乘せするなどして補うことになっています。しかし介護度や障害支援区分などを理由として、上乘せを拒否したり、量や内容に制約をかける市町村も少なくありません。こうした姿勢を改めさせていくことが大切な課題となっています。

下の文章を参考に要望書を作成して市町村に改善を求めていきましょう。

○介護保険だけでは不足してしまうサービス量・内容を、市町村が障害者施策から上乘せするなどして補うこと。その際、介護度や障害支援区分によって上乘せの可否を判断したり上乘せ量・内容を制約せず、一人ひとりの暮らしに必要な支援量・内容の確保を図ること。

障害者施策に関するご相談は、下記連絡先でもお受けしています

○障害者（児）を守る全大阪連絡協議会（障連協） ○きょうされん大阪支部

TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059

〒558-0011 大阪市住吉区菟田5-1-22

E-mail GSP22334@nifty.com（障連協） osaka@kyosaren.or.jp（きょうされん）